

み監第76号
令和2年3月27日

みやき町長　末安伸之様

みやき町監査委員　最所一志
同　　　　　　　　宮原宏典



令和元年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねて、同条第4項の規定に基づく定期監査を令和元年11月から本年2月にかけて実施いたしましたので、同条第9項の規定に基づきその結果報告書を別紙のとおり提出いたします。ご査収のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(別紙)

令和元年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

令和元年度における、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査の実施要領は以下のとおりである。

1 監査の実施期日及びその対象課等

本町の27課室等と7町立学校の監査を、令和元年11月から本年2月の間に、延べ25日間に亘って下記の日程により実施した。

月日	課室等名	月日	課室等名
元年11月			
15日	総務部秘書公室	18日	総務部企画調整課
19日	出納室・総務部財政課	21日	同 総務課
22日	総務部税務課	25日	同 徴収強化対策室
26日	民生部保健課		
元年12月			
2日	民生部住民窓口課・北茂安総合窓口課及び三根総合窓口課		
3日	議会・監査委員事務局及び総務部国土調査室		
2年1月			
9日	民生部 環境福祉課	10日	民生部 風の子保育園
14日	同 子ども未来課	16日	同 地域包括支援センター
17日	事業部建設課	20日	農業委員会・同 産業課
23日	事業部下水道課	31日	同 まちづくり課
2年2月			
3日	教育委員会社会教育課	4日	教育委員会学校教育課
6日	事業部地域協力課	7日	北茂安小学校・北茂安中学校
10日	民生部健康増進課	13日	中原小学校
14日	三根東小学校 ・三根西小学校	17日	三根中学校・中原中学校

2 監査対象の事務事業等

監査は町行政組織上のすべての課及び同等以上の事務局または室等並びに町立学校の今年度執行中の事務事業を対象に実施した。ただし、学校関係は主に財務面の監査に留めた。

3 監査の方法

監査はあらかじめ各課等に調製依頼していた以下に掲げる調書及びそれらに關係する書類並びに各課共通の出勤簿、休暇願簿、時間外勤務命令簿、出張命令簿、備品台帳及び5年保存以上の文書件名簿などを点検調査した。又、今回は特例的に全戸配布印刷物（4月から10月までに作成分のみ）を各課等の協力を得て収集し対象とした。

更に、課長や主幹等に対して、当該課等の事務事業の進捗状況や課題問題点の有無等に関し、又、学校にあっては校長及び事務職員に対しその運営状況等に關しヒアリングを行った。

なお、監査は原則として担当部長等の立会いの下、当該課等の入居している建物内で実施した。又、学校においては電子黒板、タブレット端末機、図書室及び理科教材保管室の管理状況も点検した。

- (1) 組織及び職員数関係調書
- (2) 事務分担表
- (3) 歳入状況調書
- (4) 業務ごと歳出状況調書
- (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
- (6) 過去1年間における備品動向調書
- (7) 内規作成状況
- (8) 前回監査結果の措置状況調書

*工事契約関係は別途一覧表があるので除外している

4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は、法第199条第2項の規定に基づく所謂行政監査を兼ねて実施しており、限られた時間と事務局体制の下ではあるが、財務面のみでなく事務全般を監査対象としている。

そこで基本的な着眼点としては、まず第一に事務事業が予算や法令等に

則り適正かつ適法に執り行われているか、次に事務事業の管理運営がその目的や理念に即応し、効果的かつ経済的に実施されているかの観点である。

以上の観点から、限られた時間内ではあるが課室等や学校の監査を順次行った。

第2 監査の結果

昨年11月から延べ25日間に及ぶ監査の結果、すべての課室等及び学校における財務事務に関しては、予算や法令等に則り概ね適正に執り行われていると認められた。又、各課室等における事務事業の管理運営についても諸般の状況を鑑みながらほぼ妥当な執行がなされていると概ね判断された。しかし、一部に不適切な処理や未執行のもの、または改善検討を要すると思われる事項が散見されたので、翌月の書面による監査講評でその旨付言してきた。但し、軽微な不作為や過ちは指導の上速やかに処理させることで不問とした。

なお、監査講評で付言した事項は下記のとおりであるが、執行部からすべてにわたり返答をいただいた。その回答要旨は付言事項の後に（ ）で記載しているとおりである。又、付言事項は指摘・指導事項と意見事項が混在しているので、意見事項は後尾を疑問形としている。

記

① 財務事務関係

- ・ 公会計に基づく財務諸表がホームページに公表され、平成29年度の連結貸借対照表では、純資産合計が440億円強と表示されているが、その内訳が記載されていないため、これだけではその意味が理解しづらい。国県や会計士等と協議し、表示内容や説明等を補足するなどして、判読しやすいものに改善すべきではないか。（他の自治体の事例を参考にしながら、会計士等と協議していく。）
- ・ 下水道の使用料滞納額は年々増加している。職権での使用停止は人権的に困難であるので、払わなくても済むなどの誤った認識が拡散しないよう、今後滞納者の資産調査やその差し押さえなどをを行う体制を整備すべきではないか。（徴収強化対策室とも連携し、差し押さえ等の強制執行処分を行う体制を検討していきたい。）

- ・ 図書館用図書はシステム対応のラベル貼付が不可欠である。1社は貼付条件での契約となっているが、他の1社はその条件なしの契約となっている。図書は定価販売と決まっているので、同一条件での購入契約とすべきである。(未貼付での納品業者には装備代を含む定価で納品するよう協議の上契約いたしたい。)

② その他事務関係

- ・ 町は男女共同参画社会つくりを標榜しているが、その一端として女性管理職の登用も検討すべきではないか。(女性管理職の登用の重要性は理解しており、今後ともその実現に向けて努力していく。)
- ・ ふるさと振興協会に対して、町は13千万円余の業務を委託しているが、協会には専務理事等の実質的な責任者が不在である。町として安心して業務委託を続けるためにも協会に対し責任体制の整備を要請すべきではないか。(責任体制の整備は重要と考えますので、協会に対しその整備について要請いたします。)
- ・ 町立学校の長は教育長事務委任規定により、1件10万円以下の支出負担行為や支出命令の専決権を付与されているが、大半の学校では学校教育課長決裁で処理されている。現行規定の妥当性の見直しをして規定改正をするか、現行規定通りの運用に統一するか明確にすべきである。(現行規定通り運用するため、関係各課と調整を行い各学校におけるチェック体制の強化を図りたい。)
- ・ 全戸配布の印刷物は区長から隣保班を通して配布されているが、本町も高齢化がかなり進んできており、重量物の配布に困難を来す「班長」が出てきていることは今後考慮すべきであり、その対応策は速やかに調査検討すべきではないか。又、配布物管理の所管課では、今まで配布物の収集管理はされてなかった。町民からの問い合わせへの対応や今後の在り方等を調査検討するためにも配布物をそれぞれの所管課から提出させ、最低1年間は保管すべきではないか。(印刷物の収集管理は保管場所や紛失等の問題もあり、紙ベースではなく磁気データ提出を所管課に依頼し対応する。又、配布業務等の在り方についてはデータの収集が一定程度進捗した段階で検討する。)

- ・ 健幸マイレージ事業は平成28年度開始なので来年度で5年目を迎えるが、新規登録者数も伸び悩み、30年度末の登録者数は190人なので、全面的な見直し点検をすべきではないか。（関係業者と連携を取りながら、広報の在り方や既存機能の内容の見直し及び事業そのものの継続等について検討していく。又、佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOKO」が開発されたのを受け、令和3年度以降はそれを推進していくことも併せて検討していく。）

今回の監査結果は以上のとおりである。4か月の中で順次実施してきたが、各課室等や学校の協力を得てほぼつつがなく終了することができた。関係者の皆様に感謝申し上げて本報告書の結びとする。